

豊島区アスベスト分析調査助成金交付要綱

平成 22 年 6 月 4 日
清掃環境部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊島区内(以下「区内」という。)の建築物におけるアスベスト分析調査に係る費用を助成することにより、住宅・建築物の安全対策を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) アスベスト分析調査 石綿障害予防規則第 3 条第 2 項により建築材料を分析し、当該建築材料がアスベストを含有しているか判定することをいう。

(2) 吹付けアスベスト等 大気汚染防止法第 2 条第 12 項に規定するものをいう。

(3) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律第 3 条若しくは同法第 65 条に規定する団体又は同法第 47 条第 1 項(同法第 66 条において準用する場合を含む)に規定する法人をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この要綱により助成を受けることができる者は、区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)、個人、区内にある分譲共同住宅の管理組合とする。

(助成金の交付対象)

第 4 条 この要綱により助成を受けることができるものは吹付けアスベスト等の分析調査にかかわるものとし、消費税は含まないものとする(消費税仕入控除税額を証明できるものを添付した場合は、消費税仕入控除税額を除く消費税を含む)。

(交付対象の範囲)

第 5 条 この要綱により助成を受けることができるものは次の各号に掲げる項目の範囲内とする。

(1) アスベスト試料の採取に関すること。(現地で採取するための人件費・車両費・交通費及び管理費を含む)

(2) アスベストの定性分析に関すること。

(3) アスベストの定量分析に関すること。

(4) アスベストの分析報告の作成と提示に関すること。

(助成金の交付額等)

第6条 助成金の額は、アスベスト分析調査に要した費用の額(1000円未満切り捨て)とし、その額が25万円を超えるときは、25万円とする。

2 助成金の交付額は、当該年度の予算の範囲内とする。

3 助成金の交付は、同一の助成対象建築物につき1回限りとする。

(助成金の承認申請及び承認決定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、当該助成対象建築物のアスベスト分析調査を実施する前に、アスベスト分析調査助成承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければならない。

(1) 当該建築物の確認済書の写し(確認済書がない場合にあっては、交付年月日を確認することができる書類)

(2) 当該助成対象建築物の登記事項証明書

(3) 当該助成対象建築物のアスベスト分析調査に係る費用の見積書

(4) 分譲共同住宅の場合、管理組合の代表者であることがわかる書類

(5) 前4号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象と承認したときはアスベスト分析調査助成承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、助成の承認にあたり必要と認める条件を付すことができる。

(アスベスト分析調査助成の取止め及び変更)

第8条 前条の規定による助成金の承認を受けた者(以下「助成承認者」という)は、当該助成対象建築物のアスベスト分析調査を取りやめようとするときは、アスベスト分析調査助成取り止め届(第3号様式)により区長に届けなければならない。

2 助成承認者は、当該アスベスト分析調査助成承認申請書に記載された内容を変更しようとするときは、アスベスト分析調査助成変更承認申請書(第4号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときは、アスベスト分析調査助成金変更承認通知書(第5号様式)により当該助成承認者に通知する。

(完了報告)

第9条 助成承認者は、当該助成対象建築物のアスベスト分析調査が完了したときは、アスベスト分析調査完了報告書(第6号様式)を提出し、速やかに区長に報告しなければならない。

(助成金の交付申請及び交付決定)

第10条 助成承認者は、前条の規定によりアスベスト分析調査完了報告書を提出するときは、アスベスト分析調査助成金交付申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 当該アスベスト分析調査報告書の副本
- (2) 当該アスベスト分析調査費用の支払額が証明できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、助成金の交付を決定したときはアスベスト分析調査助成金交付決定通知書(第8号様式)により、助成金の不交付を決定したときは、アスベスト分析調査助成金不交付決定通知書(第9号様式)により、申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第11条 前条2項の規定による通知を受けた者は、速やかにアスベスト分析調査助成金交付請求書(第10号様式)により区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、この助成金の交付を受けたとき
- (3) この助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関連法令に違反したとき

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した時は、アスベスト分析調査助成金交付決定取消通知書(第11号様式)により当該交付決定者に通知する。

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金等交付規則(昭和61年8月27日規則第59号)により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、清掃環境部長が別に定める。

附則

この要綱は平成 22 年 7 月 1 日から施行する。